

公的研究費等の運営及び管理を適正に行うための基本方針

平成 28 年 4 月 1 日

学長（最高管理責任者）裁定

長野保健医療大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日（平成 26 年 2 月 18 日改正）文部科学大臣決定）に基づき、本学における公的研究費等の運営・管理を適正に行うための基本方針を以下のとおり定める。

1. 公的研究費等の運営・管理に関わる最高管理責任者は、不正使用の防止に関して学内外に責任を持ち、その対策を積極的に推進していくとともに、学内の管理責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を周知・公表する。
2. 不正使用を誘発する要因を除去できる十分な抑止機能を備えた環境・体制を構築する。
3. 最高管理責任者のもと「公的研究費等の使用規則の理解と遵守」に努め、研究者等（研究者のみならず、助手や将来研究者を目指す者など広く研究に関わる者を含む）の倫理向上を図り公正な研究活動を奨励する。
4. 本基本方針は、学内の状況及び学外の環境などを踏まえて柔軟に見直しを行い、実効性を確保する。

※なお、ここでいう公的研究費等の全体は国や独立行政法人から交付される研究費、及び私学助成金などのうち、研究活動に使用する資金（学内研究）すべてを含むこととする。